

地下水汚染の未然防止のための船橋市保健所特定施設管理要領

1 目的

地下水汚染の未然防止の観点から、水質汚濁防止法第12条の4において、有害物質使用特定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備、使用の方法に関する基準が定められており、これを遵守しなければならない。このうち、使用の方法については、管理要領を定めることとされている。また、水質汚濁防止法第14条第5項において、有害物質使用特定施設について点検を行い、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

これらの規定に基づき、船橋市保健所においては、以下の通り管理要領を定める。

2 使用の方法について

(1) 有害物質を含む水等を扱う作業の方法

- ア 取り扱っている有害物質の性状や毒性などを理解し、火気に注意して取り扱う。
- イ 地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。
- ウ 有害物質を含む水の漏えいが、土壤汚染・地下水汚染に繋がるおそれがあることを認識して、細心の注意を払って作業を行う。
- エ 有害物質を使用する作業は、整頓された場所で行う。

(2) 設備の作動状況の確認及び適切な使用のための措置

- ア 機器取扱説明書に則った手順を遵守して作業を行う。
- イ 有害物質を含む水を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。
- ウ 機器が正常に稼働していることを随時確認する。
- エ 定期点検で劣化・損傷した箇所がないか確認し、劣化・損傷した箇所は速やかに交換・補修する。
- オ 施設の周囲は週に1度清掃する。
- カ 施設の周囲は整理整頓をする。

(3) 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置

- ア 漏えいした有害物質の有害性、取り扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについてSDS (Safety Data Sheet : 安全データシート) 等で確認し、適切に処理をする。
- イ 漏えいが発生した場所及びその措置等を記録し、その記録は3年以上保存する。
- ウ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、速やかに以下へ報告する。

船橋市役所環境部環境保全課（０４７－４３６－２４５６）

船橋市役所建設局下水道部下水道総務課（０４７－４３６－２６４８）

エ 回収した有害物質を含む水は、産業廃棄物として適切に処理する。

オ 再発の防止策を検討し、必要に応じて作業方法や施設の改善を実施する。

3 点検について

年に１度、健康危機対策課検査係長が「２ 使用の方法」についての確認を行う。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。